

別紙 1

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

令和元年 5 月
総務省大臣官房個人番号企画室

1. 改正の理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2. 改正の概要

- (1) 番号利用法施行令における条の移動に伴い、所要の改正を行う。（第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 47 条関係）
- (2) 番号利用法第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、取得番号の定義規定を設ける。（新第 41 条の 2 関係）
- (3) 番号利用法第 26 条において準用する同法第 21 条の 2 第 2 項及び番号利用法施行令第 29 条の 2 において準用する同令第 27 条の規定に基づき、省令第 40 条等を条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者について準用する規定を加える。（第 48 条関係）

3. 施行期日

戸籍法の一部を改正する法律の施行の日

○総務省令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十一条の二第二項（同法第二十六条において準用する場合を含む。）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十七条第二項第一号及び第二号、第四項、第五項並びに第六項（これらの規定を同令第二十九条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等の提供に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード

ド及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 略</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報の提供の制限等〔第四十条〕</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供〔第四十一条―第五十二条〕</p> <p>〔第五章〕第六章 略</p> <p>附則</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報の提供の制限等</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等〕</p> <p>第四十条 令第二十条第一項の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第三章 同上</p> <p>第四章 特定個人情報の提供</p> <p>第一節 特定個人情報の提供の制限等〔第四十条―第四十四条〕</p> <p>第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供〔第四十五条―第五十二条〕</p> <p>〔第五章〕第六章 同上</p> <p>附則</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>第一節 〔同上〕</p> <p>〔情報照会者等による通知事項の通知の方法〕</p> <p>第四十条 令第二十条第三項第一号及び第二号の規定による通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>〔機構による住民票コードの通知の方法〕</p> <p>第四十一条 令第二十条第五項の規定による通知は、電子計算機によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>〔住民票コードの通知を受けた場合の総務大臣の措置〕</p> <p>第四十二条 総務大臣は、令第二十条第四項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第二項の規定による通知をした情報照会者等が同項の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該特定個人情報の提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知するものとする。</p> <p>2 総務大臣は、令第二十条第四項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第二項の規定による通知をした情報照会者等が同項の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該情報照会者等に対し、既に当該情報提供用個人識別符号を取得している旨を通知するものとする。</p> <p>〔総務大臣による情報提供用個人識別符号の通知の方法〕</p> <p>第四十三条 令第二十条第七項の規定による通知は、電子計算機によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p> <p>〔情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等〕</p> <p>第四十四条 令第二十一条第一項の規定による特定個人情報の提供の求めは、電子計算機によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。</p>

2 令第二十条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
〔一〜五 略〕

3 前二項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、前項中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第二項において準用する令第二十条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置に係る通知の方法等)

第四十一条 令第二十六条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜五 略〕

2 令第二十六条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

〔3 略〕

(取得番号)

第四十一条の二 法第二十一条の二第二項の総務省令で定めるものは、総務大臣が定めるところにより生成された取得番号とすべき番号のうち、情報照会者等が情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てた番号とする。

(情報照会者等による通知事項の通知の方法)

第四十二条 令第二十七条第二項第一号及び第二号の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じて送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(機構による住民票コードの通知の方法)

第四十三条 令第二十七条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じて送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民票コードの通知を受けた場合の総務大臣の措置)

第四十四条 総務大臣は、令第二十七条第三項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第一項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得していないときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、当該特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を生成し、速やかに、当該情報照会者等に対し、通知するものとする。

2 総務大臣は、令第二十七条第三項の規定により住民票コードの通知を受けた場合において、同条第一項の規定による通知をした情報照会者等が同項の特定の個人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、情報提供ネットワークシステムを使用して、速やかに、当該情報照会者等に対し、既に当該情報提供用個人識別符号を取得している旨を通知するものとする。

(総務大臣による情報提供用個人識別符号の通知の方法)

2 令第二十一条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
〔一〜五 同上〕

3 前二項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、前項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

第二節 〔同上〕

(特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置に係る通知の方法等)

第四十五条 令第二十七条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜五 同上〕

2 令第二十七条第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

〔3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

		第二十二條第一項	第二十六條において準用する 法第二十二條第一項
		第四十六條第三項	第二十九條の二において準用 する令第二十八條
	第四十六條第三項第一号	第二十二條第一項	第二十六條において準用する 法第二十二條第一項
		第二十三條第二項各号	第二十六條において準用する 法第二十三條第二項各号
	前條第一項	第二十三條第一項第四号	第二十六條において準用する 法第二十三條第一項第四号
	前條第一項第二号	第二十一條第二項各号	第二十六條において準用する 法第二十一條第二項各号
	前條第二項	第二十三條第一項及び第二項	第二十六條において準用する 法第二十三條第一項及び第二 項
	前條第三項	第二十三條第三項	第二十六條において準用する 法第二十三條第三項

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第
月 日）から施行する。

号）の施行の日（令和元年